

厳しい回答するも、 あいまいな議論をする会社

名古屋地本は、昨年8月に一部職場で説明された「地震発生時の自動参集」について労働組合に説明がされなかった事、労働時間の問題、災害に巻き込まれる恐れがある等多くの問題があるため「申第9号」にて解明要求を申し入れ1月21日業務委員会を開催しました。

【会社回答】

1. 「地震発生時の自動参集」について労働組合に説明しなかったことは重大な労働組合軽視である。抗議する。直ちに書面をもって説明すること。

(回答) 協約にのっとり適切に対応している。

2. 説明を行った職場、行わなかった職場。掲示を貼りだした職場、貼り出さなかった職場など一貫性がなかった原因を明らかにすること。

(回答) 各箇所において必要な周知を行っている。

3. 「地震発生時の自動参集」の目的と条件を明らかにすること。

(回答) 旅客の救護・避難誘導及び復旧作業等に必要な要員を確保するための参集基準をあらかじめ具体的に定めておくために制定したものである。

4. 海鉄通達47号、東海鉄道事業本部災害業務実施計画、別紙3「自動参集要領」を明示し労働組合に渡すこと。

(回答) 社内文書でありそのような考えはない。各箇所において必要な周知を行っている。

5. 通信が途絶した場合が条件とされているが、このような場合では交通（鉄道、道路など）が混乱していると考えられる。どのように参集するのか示すこと。

(回答) 特に指示された場合を除き、原則として自己の勤務箇所に参集するものとするが、困難な場合は最寄の自系統職場、やむおえない場合は当社の最寄駅に参集するものとする。

6. 職場によっては、スーツ出勤、所定通勤経路出勤、休日においても出勤しない場合の正当な理由説明などが強要されている。大災害が発生しているにもかかわらず、この対応は異常である。対応を改めることと説明の訂正を行うこと。

(回答) 各箇所において必要な指示を行っている。

7. 自主判断で参集するならば、災害等に巻き込まれたときは通勤災害になるのか明らかにすること。

(回答) 当社が決定するものではない。

8. 会社の指示により参集するならば、どの時点から労働時間とするのかを明らかにすること。

(回答) ケースバイケースであり具体的にはその対応による。

9. 個人の判断で参集しなかった場合はどうなるのか。

(回答) 事情を確認の上、適正に対処する。

【主なやりとり】

組合：組合に説明しなかったことは組合軽視である。

会社：もともと社内規定であったものである。社員には知らせていない。

組合：社員に知らされていない規程とは何か。組合も知らされていない明らかにすべきだ。

会社：見ても判らないと思われる。組合には電話で説明した。

組合：電話だけで済ます内容ではない。納得できない。各箇所によって説明がまちまちであつたり現場管理者も質問に答えられない事態が発生している。

会社：教えて頂いたら周知していく。自動参集の取り組みは継続して周知していく。

組合：指定された参集場所に行けないことが想定されるが、会社見解を明らかにせよ。

会社：家屋の倒壊、家族の負傷があつた場合等が考えられる。

組合：飲酒している場合はどうなのか。

会社：参集しなくてよい。

組合：旅行等で地震発生を知らなかった場合はどうか。

会社：知らなければ仕方ない。

組合：地震で道路の陥没等交通が遮断された場合、徒歩で行くことになるが徒歩時間の目安はあるのか。

会社：1時間を目安とする。

組合：真面目な社員は無理をしてでも参集しようとする。社員の安全を第一にすること。

会社：安全が第一です。

組合：参集した社員は全て労働時間とすること。

会社：ケースバイケースで対応する。

組合：9の項、個人の判断で参集しなかった場合の回答で、「事情を確認の上、適正に対処する」としているが、自動参集が強要と受け取れる。見解を明らかにせよ。

会社：基本は業務指示であるが、助けてください。というお願いです。文書にするとこのようになった。無茶を言うつもりはありません。お願いです。

組合：現場社員の、居住地と勤務箇所が遠くなっていることから、災害時などに職場に行くことが出来ないなど問題も発生している。異常時、災害時にすぐに職場に参集できる為には勤務地を居住地と近い職場にすることも必要である。

以上